

桜の花が散り、少し寂しい気持ちになっていると白や薄紅色のハナミズキの花が咲き、目を下に向けるとつつじの花のつぼみが膨らみかけている…。花の移ろいで季節の変化を感じることができるなんてとても幸せなこともかもしれません。「毎日忙しくて花など見ている場合ではない！」といわれる方が多いと思いますが、花を見て季節の変化を感じるぐらいの余裕を持って暮していきたいと思います。

さて今回のお話は今年の4月1日から改正された自動車の点検基準について、私たちが取り扱っている建設機械に関係することを中心にご紹介したいと思います。

VOL.82 自動車点検基準改正の話

- ①.大型車(車両総重量8トン以上、または乗車定員30人以上の自動車)の点検内容の見直しと追加
- ②.二輪自動車の点検基準の見直しと初回有効期限の延長(2年から3年へ)
- ③.被牽引車の定期点検項目が明確化
- ④.定期点検において、燃料パイプ及びホースを固定する部品の点検に関することの明確化

以上4項目の点検基準が改正され今年の4月1日から実施されています。私たちが取り扱っている建設機械に関係するものは上記①の項目ですので、以下に詳細をご紹介します。

- ・日常点検に関して、ホイール・ナットの脱落・緩みや、ホイール・ボルトの折損等の異常がないことを点検することが規定されました。(新設)
- ・3ヶ月定期点検において「ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み」を点検するとされていましたが、規定トルクでホイール・ナットを締付けることが規定されました。(明確化)
- ・12ヶ月定期点検において、ディスク・ホイールを外してホイール・ボルト等を細かく点検すること、取付方法、規定トルクでホイール・ナットを締付けること、一定期間(50km～100km)走行後ホイール・ナットを増締めすること等が規定されました。(新設)
- ・タイヤ交換時等ホイールを外して整備等を行う場合、ホイール・ボルト等を点検すること、誤組みをしないこと、取付方法、規定トルクでホイール・ナットを締付けること、一定期間(50km～100km)走行後ホイール・ナットを増締めすること等が規定されました。(新設)

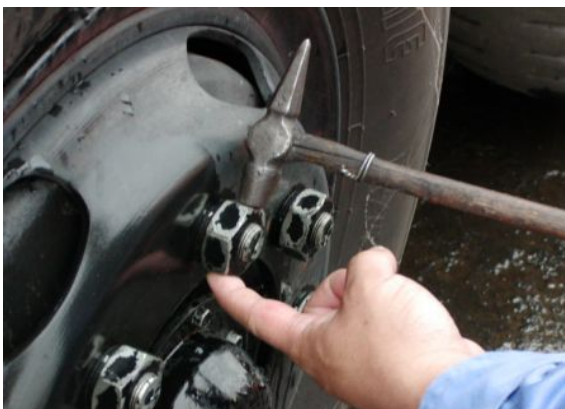
上に書かれた4つの規定が新設されたり、明確化されていますが、ここでは皆様が忘れずに行わなければならない日常点検の方法についてご紹介したいと思います。

日常の点検方法



目視点検

- ①.ホイールボルト及びナットが**すべて付いている**かを点検する。
- ②.ディスクホイールやホイールボルトまたはナットから**錆汁が出た痕**がないかを点検する。
- ③.ホイールナットからのホイールボルトの**出っ張り量**を点検する。
(1輪の中で不揃いはないか、車輪によって出っ張り量が異なっていないかなど。)
- ④.ホイールボルト及びナットの**誤使用**はないかを点検する。
(スチールホイール、アルミホイールは、それぞれ専用のホイールボルト・ナットが必要です。)



点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検

左の写真のようにホイールナットの下側に指をそえて点検ハンマや小型ハンマでホイールナットの上側面を叩いた時、**指に伝わる振動が他のナットと違ったり、濁った音がしないか**異常の有無を点検してください。異常があった場合は、ナットの緩みやボルトが折損しているおそれがありますので注意してください。

タイヤの空気圧の点検

タイヤに亀裂や損傷、異常な摩耗がないこと、タイヤの溝深さが十分あること、空気圧が規定の範囲内にあること等点検してください。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。